

谷口總合法律事務所報



No. 46

平成 30 年 12 月

弁護士 20 周年

所長 弁護士 谷口 直大

私は、平成 11 年 3 月に第 51 期司法修習を終え、同年 4 月に弁護士登録をし、京都弁護士会に入会して弁護士生活をスタートさせました。

今年で、弁護士生活 20 年目となります。

振り返れば、この間、いろいろなことがありましたが、総じて、「あっという間だった」という印象です。

20 年の節目である今年 8 月 25 日(土)、京都ウェスティン都ホテルにおいて、司法研修所第 51 期 20 周年記念大会が開催されました。

同記念大会には、約 620 名(出席率約 80%)の元修習生と約 80 名(出席率約 80%)の元教官が集い、旧交を温めました。

全員が一堂に会する全体会がウェスティン都ホテルで開催された後は、クラス毎に分かれたクラス別懇親会が京都市内の料理旅館等でそれぞれに開催されました(私のクラスは、祇をん新門荘様にお世話になりました)。

現在の法曹養成制度は当時とは大きく様変わりしているのですが、当時は、司法試験に合格した翌年 4 月から司法修習を受け、2 年後の 4 月から弁護士、裁判官又は検察官になるという養成スケジュールでした。

2 年間の司法修習は、前期修習(4 ヶ月)、実務修習(弁護、検察、民事裁判、刑事裁判を各 4 ヶ月)、後期修習(4 ヶ月)のカリキュラムで構成され、前期修習及び後期修習では、全修習生が埼玉県和光市にある司法研修所に集められ、座学による研修を受けることになっていました。

この司法研修所における前期修習及び後期修習は、12 に分けられたクラス単位で行われ、各クラスにはそれぞれ民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の各教官が

配置されました。

修習生は、実務修習においては全国各地にバラバラに配属されるのですが、クラス分けは出身地や実務修習地とは無関係にされますので、クラスのメンバーは、出身地もバラバラ、実務修習地もバラバラで構成されます。必然的に、司法修習修了後の活動地域もバラバラになります。

こうやって、我々は、司法修習中、将来全国各地で活躍することになる同期とクラスという比較的少人数のコミュニティを形成して濃い人間関係を構築するようになります。そして、そこで形成された人間関係は、法曹となった後にも、貴重な人的ネットワークとして機能することになります。

ヨーイドンの横一線で平成 11 年 4 月に法曹人生をスタートした同期も、20 年も経つと、

- ①裁判官・検察官から、弁護士に転身した者
 - ②逆に、弁護士から、裁判官に転身した者
 - ③民間企業(インハウスローヤー)に転身した者
 - ④巨大ローファームのパートナーを務めている者
 - ⑤多くのアソシエイト弁護士を抱えて法律事務所を経営している者
 - ⑥1 人悠々自適に弁護士業務をしている者
 - ⑦司法研修所教官を務めている者
 - ⑧司法試験委員を務めている者
 - ⑨弁護士会の会長や副会長を歴任している者
 - ⑩弁護士会派閥で重責を担っている者
- などなど、幅広い分野で多くのバリエーションのもとで活躍しており、大変刺激を受けました。

そんな様々な分野で活躍している同期に総じて共通しているのが、「後進を指導・育成する立場」に立ちつつあるということです。

このことは、元教官のスピーチにおいても、「今後我々が担うべき責務」として、何度も強調されました。

20年という年月は、我々を、そういう立場に立たせる意味をもつ年月なのだと、改めてその重みを感じたところでした。

この間、日々の業務に自分なりに懸命に取り組んできましたが、改めて、「なにかを成し遂げたのか」と言われると、「これ」といったものがないように思えるのが残念なところ

年齢的なものも踏まえて、自分の弁護士人生を考えると、これまでの20年が前半戦、これからの20年が後半戦になるように思います。

これまでの20年は、ただ目の前の課題に懸命に取り組む20年でしたが、これからの20年は、その経験と実績を活かしながら、なにか一つ「弁護士として生きた証」を残せるよう努めていきたいとの思いを新たにしました。



顧問先ご紹介

宇治田原カントリー倶楽部

叶興産株式会社 専務取締役 松尾 忠則



宇治田原カントリー倶楽部は、昭和47年に、事業会社である叶興産(株)を設立、昭和51年11月、京都府綴喜郡宇治田原町に、会員制倶楽部としてオープンして以来、今年で創立46年を迎えました。これもひとえに会員様をはじめお客様にご支援いただいたお陰と深く感謝致しております。

私の祖父は、家業である和菓子業を営んでおりましたが、戦後、食料公団の仕事を経て、昭和25年丸松金糸(株)を創業いたしました。戦後の世の中が安定すると共に衣料業界が発達すると見込み、西陣を拠点とし金銀糸製造を城陽市寺田など、数ヶ所で行うようになりました。京都の丹後ちりめん金糸を織り込み、呉服に金銀糸をより多用する時代の先駆けとなりました。

弊社を創業しました父は、丸松金糸(株)に入社し、従来の織物産地にとらわれるのではなく中東およびアフリカへの金銀糸の輸出を開拓する一方、なかなかのアイデアマンで、金銀糸入りの毛糸を考案するなど、業績を上げておりました。その頃よりゴルフに親しみ、当時京都に数倶楽部しかなかったゴルフ場を

所有していくことを決意いたしました。

オープンするまでには数年を要し、当時ゴルフ人口は乏しく会員権の販売に苦慮し、土地の買収に於いては、ゴルフ場というものにはなかなか理解を得難く、また列島改造論で高騰した地代に悩まされながら買収に至りました。

コース設計には、設計の大家、加藤福一先生に設計をお願いするにあたり、日本独自の2グリーン制ではなく、ゴルフ本来の姿である1グリーン制を強く希望し、稀にみる距離のある、雄大なコースとして話題を呼びました。また植栽に於いても造園及び盆栽に造詣が深く、日本庭園とゴルフ場の融合をテーマにしております。

オープンから数年たち、ゴルフ場の拡大を考え、隣接する土地を新たに買収し、昭和61年に9ホールが完成。計27ホールを有することとなり、時代とあいまって、売上が飛躍的に向上しました。



また平成2年には、業界に先駆け、USGAが提唱しておりましたグリーンの芝の下を何層かの砂と排水設備で作るサンドグリーン方式を採用し、ペントグラスの1グリーンに改造しました。アメリカのPGAで見ると、会員様に大変喜んで頂いております。



平成9年には電磁式カートを導入し、「10年ゴルフ寿命が延びた」と会員様にうれしいお声をかけて頂きました。

近年、台風や豪雨など異常気象に見舞われましたが、被害は最小限にとどまり立地条件のよさに感謝いたしております。

近頃では、様々なお客様にご満足いただけるよう、全長を伸ばし、また、女性ゴルファー人口の増加にともない、女性の皆様がより楽しくラウンドしていただけるように、レディースティの配置を改良中でございます。



当倶楽部は、他倶楽部が採用を躊躇していたことをいち早く取り入れてきたと自負しております。時代に先駆けて、今後様々な改良をしていく所存でございます。

また、京滋バイパスが完成し、名神高速道路と京都縦貫道が一つで繋がり、格段にアクセスが便利になったとお喜びいただいております。平成35年には只今着工中であります第二名神高速道路宇治田原インターチェンジが完成予定、宇治田原町内においても、宇治田原山手線の着工など着々と完成を見ることがとなります。京都市内はもとより大阪、滋賀、奈良、兵庫から益々お越しいただきやすくなると期待しております。皆様に於かれましては当倶楽部への御来場を心からお待ち申し上げます。

谷口忠武先生、谷口直大先生には、長きに渡り様々な相談に親切、丁寧にご教示いただき感謝しております。今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



協働研究会レポート

「協働研究会」報告

社会が複雑化・高度化し、質の高いサービスを提供するためには他の分野の専門家との提携関係が必要不可欠な時代となりました。

このような問題意識から当事務所では、平成9年6月、弁理士・公認会計士・税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・建築設計士等呼びかけ、「協働研究会」を発足させました。

毎月1回定例の研究会を開催し協働関係を深めております。



相続法の改正について

弁護士 蜂谷 綾子

1. 改正の背景

平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)が成立しました(同年7月13日公布)。

民法のうち相続法の分野については、昭和55年に配偶者の法定相続分が3分の1から2分の1に引き上げられてから、実質的に大きな見直しはされてきませんでした。しかし、その間にも社会の高齢化が更に進展し、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、その保護の必要性が高まっていました。

今回の相続法の見直しは、このような時代の社会経済情勢の変化に対応するものです。

2. 改正点をいくつかご紹介します

(1) 配偶者の居住権を保護するための方策

配偶者の居住権保護のための方策は、大きく、①遺産分割が終了するまでの間といった比較的短期間に限りこれを保護する方策、②配偶者がある程度長期間その居住建物を使用することができるようにするための方策に分かれています。

① 配偶者短期居住権

ア 法律の概要

配偶者は、相続開始時に被相続人の建物(居住建物)に無償で住んでいた場合には、以下の期間、居住建物を無償で使用する権利(配偶者短期居住権)を取得する。

①配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間(ただし、最低6ヶ月間は保障)

②居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄した場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6ヶ月

イ 現行制度と制度導入のメリット

現行制度では、配偶者が相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として、被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認するというロジックにより、相続開始から少なくとも遺産分割終了までの間、同居相続人(配偶者を含む)の居住を保護するという扱いがされてきました。しかし、第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合や被相続人が

反対の意思を表示した場合には、使用貸借が推認されず、居住が保護されないことから、新たに権利を創設することとされました。

配偶者短期居住権は、被相続人の建物に居住していた場合には、被相続人が居住建物を遺贈した場合や、反対の意思を表示した場合であっても、配偶者の居住を保護することができるほか、常に最低6ヶ月間は配偶者の居住が保護されるというメリットがあります。

② 配偶者居住権

ア 法律の概要

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利を新設し、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈などによって配偶者に配偶者居住権を取得させることができます。

イ 現行制度と制度導入のメリット

現行制度では、居住建物が遺産の多くを占める場合に、配偶者が当該居住建物取得すると、他の財産(預貯金など)は他の相続人が受け取ることになる場合があります、それでは老後の生活に不安が生じる場合があります。

配偶者居住権の導入により、配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになります。

3. 自筆証書遺言の方式緩和

(1) 法律の概要

全文の自署を要求している現行の自筆証書遺言の方式を緩和し、自筆証書遺言に添付する財産目録については自署でなくてもよいものとなります。ただし財産目録の各頁に署名押印することを要します。

(2) 現行制度と制度導入のメリット

遺言には色々な種類があります。代表的な

ものが自筆証書遺言と公正証書遺言ですが、他に秘密証書遺言もあります。これらのうち、費用や手間をかけずに作成できるのが自筆証書遺言です。もっとも、自筆証書遺言は、形式的な要件が厳格で、まず、全文を自筆で書く必要がありますが、不動産や預金が複数あり、これらを各相続人に割り当てて相続させたいというような場合、特に高齢者の場合は、沢山の文字を書くのが大変です。また、文書の加除・訂正についても、現行法では変更場所に署名押印が必要とされており煩雑です。

改正により、パソコンで作成した目録や、通帳のコピーなど、自書によらない財産目録を添付することができるようになります。また、財産目録には全ての頁に遺言者の署名押印が必要であり、偽造も防止できるとされています。

4. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

(1) 法律の概要

相続人以外の被相続人の親族が、無償で被相続人の療養看護などを行った場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求をすることができるようになります。

(2) 現行制度と制度導入のメリット

現行制度では、相続人以外の者は、被相続人の介護に尽くしても、相続財産を取得することができません。その結果、例えば、被相続人には亡き長男、長女、次男がおり、亡き長男の妻が被相続人の介護をしていたといったようなケースで、被相続人が死亡した場合、相続人(長女・次男)は、被相続人の介護を全く行っていなかったとしても、相続財産を取得することができる一方で、長男の妻は、どんなに被相続人の介護に尽くしても、相続人ではないため、被相続人の死亡に際し、相続財産の分配にあずかれないという事態が生じます。

改正により、相続開始後、上記ケースの場合、長男の妻は、相続人(長女・次男)に対して金銭の請求をすることができるようになるため、介護などの貢献に報いることができ、実質的公平が図られます。

鯖江支所・支所長だより Vol. 6 ～期待の新人、現る！！etc..

鯖江支所 支所長 弁護士 佐藤 孝一

当支所でもいよいよ朝から暖房を入れるようになった今日この頃、いつものように投稿締切当日の執筆となっております支所長だより。

鯖江支所4年目の春・夏・秋の出来事3つ(一部、支所長のプライベートを含む。)をお知らせ致します。

～5月～毎年恒例、つつじマラソン！ 雨の中、全員快走！！

支所開所以来続く当支所5月の恒例行事です。今年も、当事務所京都本部の弁護士、京都の弁護士先生の方々、修習生、元事務員アルバイトの方(!)などなど、たくさんの方にご参加いただき、事務局やランナーのご家族の方などによる応援の中、全員が完走致しました。

当支所が参加してからは初めての雨天での大会でしたが、私は去年の休場を経て満を持して5キロの参加。前半軽やかに私を抜いていった代表谷口がバテたところを蜂が刺すかのように(?)追い抜き、トラックに入って油断していた澤田先生を捕らえてゴール10メートル前で抜き去るという、自分では満足のいく大会となりました。



支所長の雄姿

大会後の打ち上げにて代表谷口より「継続することの大切さ」という話もあったとおり、これからもこの大会への参加を通じて、当支所が盛り上がっていただければ良いと感じました。



大会後打ち上げにて

～8月～新しい仲間が増えました！

当支所も開所4年目を迎え、弁護士2人体制でご依頼いただくお仕事にも恵まれながらも、事務局は1人体制であったところ、この度、事務局増強を図るべく、事務局員採用を行いました。

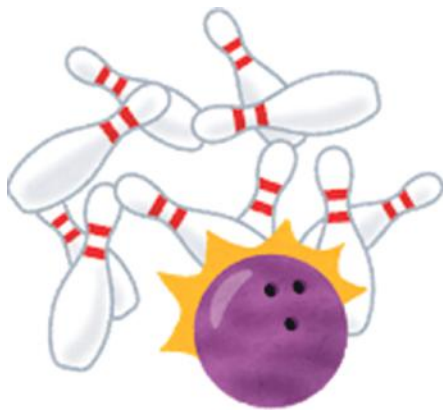
公募→書類選考→面接という採用手続を予定し、いざ公募したところ、ありがたいことに18人の方から応募を頂き、書類選考を経て、10人の方と面接を行いました。私も、「人を採用する」という初めての機会に支所長として主体的に取り組んだことは本当にいい経験になったと思います。

そして、倍率18倍の難関をくぐり抜け、当支所新人事務局員の座を射止めたのが、本所報でもご挨拶のありました、平林奈菜さんです。面接を担当した代表谷口、千葉、私、そして「影の面接官」こと現職事務局員新本(結婚により「見延」に改姓)の全員一致での

1位通過でした。彼女の面接が終わり、面接室の扉が閉まった直後に、私の隣で千葉が「かわいい。」と顔を赤らめていたことが思い出されます。

もちろん、採用理由はそれだけではありません。明朗快活で、経験を通じた勉強に熱心であり、当支所に迎え入れてから3ヶ月が経ちましたが、日々、法律事務員としてのスキルを、スポンジのように吸収してくれています。

また、卓球の名手であり、今でもご友人たちと大会にも出場しているようで、運動神経抜群のスポーツマンです。8月に行われました事務所レクリエーションのボウリング大会@京都でも抜群の成績を収めてくれ、当支所の豪華賞品獲得に貢献してくれました(他方、支所長は、目も当てられないほどの足の引っ張りようでした。反省)。



とてもよく頑張ってくれている平林さんに、私たち先輩メンバーも刺激を受けています。

私たちが平林さんに教えることを通じて、私たちの業務に対する理解も深まり、相乗効果が生まれていると思います。同時に、当初は6ヶ月のOJTのみで支所開設に臨んでくれた事務局員見延が、今や立派な「お姉さん事務局員」となって、平林さんをサポートしているのも、頼もしく思っています。

弁護士2名・事務局員2名体制となった当支所、何卒よろしく願い致します。

～10月～支所長、海外逃亡！

入籍して1年弱、式を挙げて半年余りが過ぎた先般、少しばかりまとまったお休みを頂いて、新婚旅行に行っていました。行き先はドイツとオーストリア。私が昔から行きたかった国で、妻の理解も得て、初海外で目的を達成できました。

まずはドイツ。古き学問の街ハイデルベルクに端を発し、ローテンブルクの街並みに漂う空気に浸りつつ、日本語メニューのあるご飯屋さんでもオーダーにアタフタしながら、ロマンチック街道を巡ってノイシュバンシュタイン城(妻はこの城の名前を言えるようになるのに半年かかりました。)を訪ね、伝統の重みと現代の活気の同居するミュンヘンでソーセージを体験しました。



ノイシュバンシュタイン城

続いてオーストリア。国境を越えたことには気づく間もなく、まずはモーツァルトやカラヤンを輩出した今も昔も「お塩」のザルツ

ブルクを訪れ、翌日はジュリー・アンドリュースが歌い踊ったあの「映画」の舞台となったザルツカンマーグートの美しい自然と街並みに癒され、最後は杜の都ウィーン市街地を巡りその得も言われぬ情緒に抱かれながら、夜はレジデンツコンサートを楽しみました。

最後の2曲が「美しく青きドナウ」と「ラデツキー行進曲」だったのですが、これはたしか、ウィーン・フィルによる毎年恒例のニューイヤークンサートで、慣例上必ず最後に演奏される2曲だったと思います。楽友協会でのホンモノからすれば、、、といったところではありますが、十分満足でした。



30年余りの人生で初の海外を経験したのですが、本当に美しく優雅な情緒たっぷりの時間を過ごすことができました。

他方、やっぱり日本がいいな、日本はすごいな、と思う一面もたくさんありました。飲食店に入って、何も言わなくてもお水が出てくるなんて、日本はなんていい国なんでしょう。ちなみに私、本場ドイツのソーセージを嫌というほど経験したにもかかわらず、帰国してすぐ夫婦で晩ご飯の買出しに行ったイオンで試食したアルトバイエルンに涙を流したような気がします。。。



いずれにしても、とてもいい旅行経験だった上に、何のトラブルも「小松」離婚の危機もなく、五体満足に帰国できたこと、そしてその間留守を守っていただいた支所スタッフに、感謝したいと思います。

というわけで、新たな仲間を迎え、海外の経験を得た支所長の率いる鯖江支所は、これからも、市民の方々の期待に応えるべく、日々精進してまいりますので、何卒よろしくお願い致します。



司法宮殿(オーストリア最高裁)



ハルシュタットにて

民法改正でどう変わる？～①時効期間～

弁護士 千葉 真喜子

1. はじめに

平成 29 年 5 月に民法改正法が成立し、「ああ、あと 3 年か～」と思っていたのが昨日のことのよう、気づけば平成 32 年 4 月 1 日の施行日まであと 1 年数ヶ月しかない！という状況におののいているのは私だけではないはずです。

およそ 120 年ぶりの全面見直しという此度の民法改正、一体何がどう変わるのか？第 1 回目(※今後リレー形式で連載予定)となる今回は「時効期間」をテーマにお伝えします。

2. 短期消滅時効(3 年、2 年、1 年)の特例と商事消滅時効(5 年)を廃止

これまでの民法では、債権一般について消滅時効期間を 10 年間と定めた上で、一定の債権について、特別に短期消滅時効期間を定めていました(現行民法 170 ～ 174 条)。例えば、医師の診療費や工事設計・施工業者の工事代金などは 3 年、卸売店・小売店の売買代金などは 2 年、飲食代金や旅館宿泊費などは 1 年、などなどです。これらはもともと、債権額が比較的少額であることから、時効期間を短くして権利関係を早期に決着させることで紛争防止になる、という趣旨で設けられていたものです。

しかし実際には、特例が細かく定められているのでどの規定が適用されるのか確認するのに手間がかかったり、確認しても適用を誤って結果トラブルになったり、どんどん職業や取引類型が複雑多様化する中で、取引実態はそう変わらないのに特例の文言に該当する・しないで時効期間が異なったり(例えば、魚屋の魚類売買代金の消滅時効は 2 年ですが、漁業協同組合の魚類売買代金は特例に該当せず消滅時効は 10 年となるなど)と、これ

ら特例の合理性には疑問が述べられていました。

また、このような短期消滅時効のほか、現行商法 522 条では、商行為によって生じた債権の消滅時効期間について、一般の消滅時効期間 10 年の特例として、5 年と定めていました。

しかしこの特例についても、例えば銀行がお金を貸したときの返還債権は、銀行は「商人」のため「商行為によって生じた債権」として 5 年の消滅時効にかかるけれども、信用金庫がお金を貸したときは、信用金庫は「商人」でないため民法の一般消滅時効 10 年が適用されるなど、適用の判断が容易でなかったりその区別に合理性が見出せなかったりするケースがあり、この点が争われることもありました。

そこで、新民法では、これら短期消滅時効の特例も商事消滅時効の特例も全て廃止され、債権の消滅時効については、一般的な時効期間に一本化される形となりました。

正直、分かりやすくなって良かった。時効は問答無用なので、適用を読み間違えると大変なことになりますから。

3. 債権の一般的消滅時効期間の変更

以上のとおり、債権の消滅時効期間は一本化されたわけですが、ただ、全て「10 年」としてしまうと、債務者側としては、もともと短期消滅時効がふさわしいとされていた医療費や飲食代等少額の債務についても、弁済した証拠となる領収書などを厳密には 10 年間保存しておかないといけない、ということになってしまい、手間も費用も大変なものになります。

また、商取引実務では消滅時効期間「5 年」を前提に安定した実務運用が長年行われてき

ており、これにあまり影響を及ぼすのは望ましくないという要請もありました。

そこで、新民法では、債権の一般的消滅時効期間について、もともとの「権利を行使することができるときから10年」という期間は維持した上で、「権利を行使することができることを知った時から5年」という期間を設けました(新民法166条1項)。どちらか先に完成した方で、時効により債権が消滅するとしています。

単に「10年」を「5年」に短縮するのではなく、「権利を行使することができることを知った時から5年」という債権者の認識を基準とする短期の期間を設けたのは、例えば、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権や不当利得返還請求権など、権利行使が可能であることを容易に知ることができない債権について、債権者に大きな不利益を被らせることを防ぐためです。

では、「権利を行使することができることを知った時」とは、どういう時を言うのでしょうか？

結論としては、債権者の実際の権利行使が期待できる時、すなわち権利の発生原因についての認識と、権利行使の相手方である債務者についての認識をした時とされています。またもちろん、実際に権利を行使できる状態になっていることが前提です。例えば明確な返済期限を定めてお金を貸したときは、いつ期限が到来するかは契約の時点で債権者も当然認識しているので、期限が到来した時点で「権利を行使することができることを知った時」という要件を満たすこととなります。これに対し、不確定な条件や条件を付した契約では、期限の到来や条件の成就を事前に知ることはできないので、期限到来や条件成就に加え、債権者がその事実を認識した時が「権利を行使することができることを知った時」となります。

4. 人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効の特例新設

上記のとおり短期消滅時効等の特例が廃止された一方で、反対に、これまで特別区別していなかった点につき特例を新設したものもあります。それが、人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効期間です。例えば安全配慮義務違反や医療過誤等、債務不履行により生命・身体への危害が加えられた場合は、消滅時効期間は「権利を行使できる時」から10年間ではなく、20年間となります(新民法167条)。

これは、生命・身体への損害は重大である一方で、債権者(被害者)側としては、請求権の発生原因や加害者について覚知することが容易でない場合が多い上、侵害を受けたことによる精神的ショック等から権利行使に向けて舵を切ること自体にも時間を要すること等を考慮して設けられたものです。

5. 最後に

以上、消滅時効期間についてお伝えしました。

私個人の印象としては、特に短期消滅時効についてはモヤモヤしていたところが多かったので、分かりやすくなってよかった、と思っています。ただ、基本的に債権発生原因となる法律行為が施行日(平成32年4月1日)の前か後かで新旧条文の適用が分かりますので、今後もまだしばらくはややこしい判断を要する状況は続きそうです。

村上春樹をどう読む？(その2)－わたしの本棚－

弁護士 山崎 悠

平成30年上旬に発行されました事務所報(第45号)において、作家・村上春樹さんのことを書きましたが、紙面の都合上、途中までになってしまいましたので、本稿では、続きを書かせていただきます。

前稿では、毎年、ノーベル文学賞の発表時期が近づくと、村上さんの名が候補として上がり、大きな話題になることに触れました。

ところが、本年は、ノーベル文学賞の発表が見送られるという異例の事態が生じました。

報道によれば、その原因は、選考委員であった女性詩人の夫(写真家)が複数の女性に対する性的暴行を行っていることが告発によって明らかになり、そのことを契機に、委員の辞退が相次いだためであるとされています。また、女性詩人である当該選考委員の夫は、ノーベル文学賞の選考を行うスウェーデン・アカデミーから資金提供を受けていたため、同氏による性的暴行の被害告発は、スウェーデン・アカデミー自体の信用を失墜させるものであったとも言われています。

ところで、私は、中学からオーケストラ部に所属していたこともあり、文学以外にクラシック音楽の分野にも関心がありますが、クラシック音楽業界においても、先日、世界屈指のオーケストラであるロイヤルコンサートヘボウ管弦楽団の首席指揮者を務めていたダニエレ・ガッティ氏が、同団の団員に対するセクハラ等を原因として、首席指揮者を解任されるという事件がありました。

私が思うに、芸術というものは、現実社会に直接役立つものではありません。しかしながら、芸術は、利益や効率を重視する社会にあっては、必然的に排斥されるもの――大半の人々から忘れ去られようとしている歴史

的事実や、路地裏に捨てられた子猫のように、か弱い立場に置かれた人々のことなど―に対する想像力を取り戻すことのできる、非常に貴重な手段です。芸術が失われた世界においては、我々は、既成の概念や価値観を受け容れるより選択肢がなく、多様性は失われるでしょう。しかし、多様性が失われた世界というのは、あえて例えるなら、「ピザを食べることしか許されない世界」のようなものです。そうした世界に積極的に身を置きたいと願う人がいるのでしょうか？私は、我々が享受している文化的な豊かさの一端は、芸術によって担保されているのだと確信しています。

ところが、そのような芸術分野にプロとして携わる人々が、他者への想像力を明らかに欠くと思われる行動に及んだことは、残念というよりほかありません。芸術家自身と、その芸術家から生み出された作品の価値は区別すべきだという意見もあり得るのかもしれませんが、本質的に想像力を欠いた人間が人々の想像をかき立てるような作品を生み出すことは、通常はあり得ないのではないのでしょうか。私は、芸術に携わる人々には、一種の人格性が必要であると考えます。

ノーベル文学賞の発表見送りや、音楽業界における首席指揮者解任の一連の事件が、芸術に携わる人々が、その本来持つべき役割に立ち戻る契機となることを祈るばかりです。

話が大幅に脱線しましたが、本題に戻ります。

前稿では、村上春樹さんの作品は、洗練された魅力的な文体・文調を有していること、それにも関わらず、その物語の内容は、明確な筋立て(プロット)があるわけではなく、主人公が次々とややこしい環境に巻き込まれ、尻切れトンボのように話が終わるものが多

く、そうした物語の内容の不可解さが、「アンチ」を作り出す原因となっているのではないかということを述べました。そして、次稿において、「なぜ、村上さんが、そうした物語を作ろうとするのか」という点について、私なりの意見を述べようと考えている旨、予告させていただきました。

そこで、本稿の目的は、村上さんの物語の意義について、私なりに述べるということに尽きますが、それについて述べるにあたって、まず、そもそも小説によって描かれた物語が、なぜ私達を魅了し続けるのかを考えたいと思います。

現代には、様々な情報や娯楽があふれています。テレビをつければ情報が流れ込んできますし、インターネットの世界では、様々な人々の発信を通じて情報を得ることができます。また、テレビやインターネットの世界には、娯乐的な要素を多分に含んだ番組や動画・ゲーム等が、これでもかといわんばかりにあふれています。

そうした環境に小説を並べたとき、純粋な情報量や娯乐的な要素において小説に勝ち目がないことは明らかでしょう。しかし、それに関わらず、人々は、小説を手にとり、物語を読むために多くの時間を費やします。

それは、どうしてでしょうか？

思うに、小説は、そこに描かれた物語の内容によって読者を楽しませ、また、感動を与えといった表層的な意義を超え、ときに、その物語全体が、人間社会において生起される事象やそれを巡る感情を的確に象徴するものとして、あるいはそれらの一種の寓意として成り立ち得ます。

そうした意味合いを含む小説を読むとき、我々読者は、一つの物語を通じ、時代を超えて繰り返されてきた人間や社会のある側面を、象徴的あるいは比喩的に知り、学ぶことができます。そして、そのような体験を積み重ねることにより、人間という一見不可解な生き物の、感情のあり方や行動原理を、徐々

に解明していくことが可能になるのです。

実際、私自身を振り返ってみても、単に娯楽を求めるだけでなく、人や社会というものに対する純粋な好奇心から、今まで小説に惹きつけられてきたように思います。

私は、このように、小説が、人間や社会の一側面を象徴する、あるいはその寓意として成り立ちうる点において、その他の単に「娯楽のために」生み出されたものとは一線を画する魅力を有するものだと考えます。

確かに、そうした象徴性や寓意性を小説以外の手段によっても表現することも不可能ではないかも知れませんが、小説ほど人間の言動や感情を細やかに表現できる手段は、他にはないのではないかと思います。また、小説のなかには、純粋な娯楽を目的として生み出されたものも数多く存在することを否定するものではありませんが、時代を超えて受け継がれる小説は、いずれも上記のような魅力を少なからず有しているのではないのでしょうか。

そうした点を踏まえて、今一度、村上さんの小説に立ち返りたいと思います。

村上さんの小説では、多くの場合、主人公が、自ら好むと好まざるとに関わらず、非常に理不尽で不合理な状況に巻き込まれていきます。そして、小説の結末においても、その状況が完全に解消されるわけではありません。よって、クライマックスでの大きな感動や、爽快な読後感を求める読者が彼の小説が受け入れ難いと感じることは、至極当然でしょう。

しかしながら、人間が理不尽な状況に巻き込まれたり、不可解な立場に立たされたりすることは、現実世界ではしばしば生じます。そして、社会全体がそうした立場に追い込まれた人々に対し、見て見ぬふりを決め込むことは珍しいことではありません。また、その理不尽は、社会的に立場の弱い人に対して押しつけられる傾向があることも、承認せざる

を得ないことではないでしょうか。

そうした立場に一度追い込まれた場合、人は、そこから抜け出そうともがいても、更なる理不尽な仕打ちの結果、どんどん不幸な立場に追い詰められます。それを他人は助けようとはせず、かえって、追い詰められる人々を見て安堵する。そのような構図は、現代社会でも存在しますし、おそらく、人間が社会というものを形成し生活する以上、どの時代でも存在し続けるのではないかと思います。

私が日頃弁護士として接する方のなかには、不運な事件に巻き込まれてしまい、自ら努力しても改善されずどんどん複雑な状況に追い込まれ、最後に法的な救済を求めて相談に来られるという方も、決して少なくはありません。勿論、そうした方に法的救済の手を差し伸べるのが我々弁護士の使命ですが、現行の法律や制度に限界がある場合には、弁護士の努力にも関わらず、結果的に法的な観点から十分な救済が図れないということも起こります。そのような事態に直面したとき、私は、自分が生活している一見平穏な社会が、他方で残酷な一面を有していることを、つくづく実感します。

まさにそのとき、私には、村上さんの作品で語られる、非常に不可解で「現実離れした」ように見える世界が、私達の社会と共通性を有するものであるように感じられるのですが、それは、村上さんの作品の中で描かれる世界が、現実社会の不合理・不可解な側面の一種の寓意として成り立っていることの証左であると考えます。

また、村上さんの小説の中では、主人公は、一定の社会性を備えた人物として描かれますが、それは、我々誰しもが、理不尽な立場に立たされる潜在的なリスクを負う存在であることを暗に示唆するものであるように思います。実際、弁護士として様々な案件に接していると、誰しもが、いつ何時でも、予期せぬ事件に巻き込まれる可能性があることを感じずにはいられません。また、近頃頻発する自然災害により多くの方が犠牲となっている状況か

ら、我々が常にリスクと隣り合わせの中で生きているのだということを再認識させられます。

そうして考えてみると、村上さんの物語は、我々が生活する、平穏に見える社会の中に、ある種の不合理な状況が潜在し、そして我々はその状況に陥るリスクと隣り合わせで生きる存在であることを、寓話を通じて我々に語りかけてくるものといえるのではないのでしょうか。少なくとも私には、村上さんの物語が、単に不可解な物語をつなぎ合わせた上で洗練された文体・文調でそれを誤魔化しているだけのようなナンセンスなものではなく、我々の社会に対し強いメッセージを放つもののように感じられます。

以上は、私個人の意見の域を出るものではありませんし、また、優れた小説は、多義的な解釈にも耐えうるものであり、読み方に正解というものはありません。

ただ、私は、多くの小説のなかでも、とりわけ村上さんの小説が、表層的な部分の受け止め方を巡り熱狂的なファンとアンチに分かれ、その優劣の議論がなされる傾向にあることを憂慮しています。もし、私達の時代が、文体・文調や、筋書きの面白さといった表層的な要素のみで小説の優劣を評価するようになれば、「物語を通じて人間や社会を知る」という、これまで小説というものが果たしてきた重大な役割は、今後失われていくのではないかと思います。そうした懸念から、一定の批判がありうることも承知の上で、私なりに村上さんの作品の理解を述べさせていただきました。

二回にわたる長文になりましたが、最後までお読みいただき、どうもありがとうございました。



ご挨拶

事務局 平林 奈菜



はじめまして。今年の8月から鯖江支所の事務員としてお世話になっております、平林奈菜(ひらばやしなな)と申します。

出身は福井県越前市で、大学は県外に出ていましたが、県外に出たからこそ福井の魅力に気付き、福井の地に戻りました。そして現在、鯖江市唯一の法律事務所である当事務所にて、地元丹南地区の皆様のお役に立てる仕事に携わることができ、とても嬉しく思っております。

私は幼い頃から運動が好きで、小中高大と卓球を続けてきました。恥ずかしながら、真剣に部活に取り組んだ甲斐もあり、北信越大会3位になったこともあります。卓球は今でも続けており、週末は友達と卓球を通じていい汗をかいてリフレッシュできています。スポーツ全般大好きなので、来年の鯖江つつじマラソンには、事務所の先輩方と一緒に是非参加したいと思っています。



そして私は旅行も大好きなので、月に一回は県外へ出掛けています。11月には静岡県の夢吊橋に行ってきました。吊り橋はスリル満点で、さらに丁度紅葉シーズンだったので景色も楽しむことができました。今後も色々なところに行きたいので、おすすめの観光スポットがあれば是非教えてください。

働きはじめて4か月ほど経ちますが、法律事務未経験の私にとって、毎日が新しい仕事の連続です。そんな中、法律知識について分かりやすく教えてくださる先生方、毎日丁寧に指導してくださる事務局の先輩には、本当に感謝しております。入所する前は、正直、法律事務所というと厳格な印象で、少し不安もありましたが、事務所の方々は優しい方ばかりで、とても良い環境で働かせていただいていると感じています。今はまだできる仕事が少ないですが、はやく先生方から安心して仕事を任せていただける、立派な事務員になれるよう、資格や法律知識の勉強に自主的に取り組んでいます。

そして何より、事務所の窓口として、皆様から信頼される事務員になれるよう努力していきます。まだまだご迷惑をおかけすることも多々あるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。



谷口菜園 谷口林業 について

会長 弁護士 谷口 忠武

私は、1970 年以来、弁護士業を本業とし、趣味としては、菜園で畑仕事を好み、さらに知人の勧めに乗って、趣味のつもりで山林を購入し、林業のまねごとを始めました。

私の趣味は、病気のようなものなのでしょう。「病膏肓に入る」の例えの通りになり、菜園の方はそこまでではないものの、谷口林業のほうは、趣味ということができないほどの規模に膨れ上がってしまいました。

菜園の方は他人の手を煩わすことなく 1 から 10 まで私自身が一人でやっていますので、コントロールの中にあるといえるでしょう。

林業の方は、山林購入の当初から施業については地元の人をお願いして行うことにしており、その方策は、今日まで一貫しています。

初めのうちこそ、苗作り、植林などに加わって経験もしましたが、以後は、お願いした人に作業の注文をし、出来栄を確認し、労賃を支払うことの繰り返しでした。

私自身は、関係の書物を読み漁り、知識を蓄え、植林の成長を眺めて喜び、足を踏み入れた各地で、森林を眺めては悦に入っていました。

自分自身で作業をしないから他人に勧められるまま山林を購入した結果、趣味ということができないような規模に膨れ上がってしまう結果になったのです。

今号で書きたいことは、私の趣味の効能と、自分の奢りに対する反省です。自分の奢りを突き付けられたのは、平成 30 年 9 月に襲来した台風 21 号による山林の大被害によるものです。

事務所報で、毎年異常気象のことを書いていますが、今年は異常高温、地震、豪雨、台風と大規模災害を伴うものが目白押しです。異常気象は、日本だけのことでなく、世界中で起こっているようです。とても心配です。

野菜作りの効能

第 1 は、「楽しい」ことです。趣味であることの肝心要の要素です。

私は昭和 17 年生まれ、最後の頃の戦中派です。父は、丹後の農家出身ですが、村で初めて帝国大学に行くという機会に恵まれ、苦勞して高等文官司法科試験に合格して司法の道に進み、私たちを育ててくれました。父は、秀才ではなく、まじめな努力家でした。9 人兄弟の末子でしたから、「家」を興すという使命感を持っていたようです。

明治の人の通有性かもしれませんが、父は、「働くことは美德、遊ぶことは悪徳」という観念が身に沁みついているようでした。父に育てられた私にも、同様の傾向はあります。

単なる遊びだけでは落ち着かないのです。その点、畑作業は実利があります。安心してのめりこみ、やればやるほど「野菜・自然」との対話に、心の安らぎと楽しさが増し、私の一番の趣味となっています。

第 2 は、身内の人への健康野菜の供給です。健康な野菜をたくさん食べることは、身体、健康はもちろん精神の健康を守るためにもとても大切なことだと信じています。

健康な野菜とは何か。土作りの行き届いた畑で太陽の恵みをいっぱいを受けて育つ有機無農薬(省農薬)栽培の野菜だと決め込んでいます。

最近では、野菜工場(屋内)で人工光を用いて栽培するレタスなどの野菜が話題になってい

ます。虫も傷もつかない美しい野菜なのですが、私は、気に入りません。自然の恵みを受けていない野菜が、私たちの健康を守る役割を果たしてくれるだろうか、疑問に感じるのはです。栄養価に違いはないのでしょうか。

先日スーパーに寄る機会があり、野菜コーナーを見て回りました。美しい野菜が季節を超えて大量に安価で並んでいました。私の野菜は、きれいに育ったものもありますが、形のいびつなもの、虫食いのものも多いのです。私も妻ももったいないことができませんので、これらを全部配達先に配っています。相手さんは、スーパーで買う方を喜んでいるのではなかろうかと、少し心配になりました。

私の差し上げた野菜について、甘いという評判をよく聞きます。有機栽培の野菜は、確かに甘く育ちます。

そんなこんなで、孫や子供のところへ、せせと運んでいます。

第3は、良好な人間関係を育てるのに役立ってくれることです。

野菜は、人間が生きるために必要な食の一翼を担うものです。多くの人に関心を持つ話題であることは間違いありません。

意外に思われる方がいると思いますが、私は、シャイな性格で、我田引水の部分を除いては、他人とおしゃべりをするのが得意ではありません。しかし、野菜と畑仕事については、多くの人に関心を持ってもらえるので、我田引水ではありますが、おしゃべりの種として重宝しています。

随分以前のことになりますが、家庭裁判所調停委員だったころ、懇親会の席で畑での野菜作りの話になりました。家庭裁判所の調停委員は、女性比率が大きいので、私より年上の女性や、有名寺院の住職さんがおられました。とても話が弾みました。それまであまり面識のなかった方とも急に親しい仲間になれたような気がしたものです。ご住職は、スリランカで、紅茶の栽培をしておられるとかで、後日、貴重な紅茶を送ってくださいますし

た。

畑では、畑地を計画的に利用して、多品目を必要な量栽培するため、作付の工夫に苦勞しています。それでも、時として出来過ぎて余ることが良くあります。こんな時は、私や妻が、ご近所や、世話になり親しくしていただいている人への手土産にして、もらっていただきます。

私にとっては、余っているものをもらってもらうだけなので、何の負担もないのですが、これが例外なくとても喜んでいただけるのです。相手さんにとっても、お金で買ったものをもらうのではなく、余りものをもらうので、負担感なく受け取りやすいのだと思います。

人間関係をスムーズにする効果絶大だと思っています。

谷口山林が台風被害に遭って思うこと

平成30年は、けた外れの猛暑、地震、豪雨、台風と自然災害続きでした。中でも、9月4日に京都を直撃した台風21号は、山林に大きな傷跡を残しました。

京北、花背、広河原地区の山林に大きな影響が出ているという情報はすぐに入ってきました。そのうち、私の所有する花背の小さな別荘の裏山の植林が全滅状態で倒伏し、別荘の上に覆いかぶさり、大変な状態になっているという情報も入ってきました。

とても心配なのですが、交通が途絶して、いけそうにないこと、電気も停電のままで、電話・携帯による連絡も取れない状態でした。停電は、10日ほど続きようやく解消したようですが、鞍馬、花背峠を経て花背に行く道は、9月16日の本日段階でも、工事車両以外は通行止めが続いています。

それでも、工事のない時間帯と日曜日は通行できるという情報が入ってきましたので、9月9日に妻と行ってみることにしました。鞍馬寺の前を過ぎ花背峠に向かい植林の中を進むと、風倒被害が出始めました。進むにつれひどくなり、やがて目も当てられないような惨状となりました。大きな杉の植林が、全

部伐り倒されたように、山肌を覆っているのです。四十数年花背に通い続けていますが、今まで見たこともない惨状でした。

妻が、先に別荘に行こうというので別荘に行きました。

別荘の裏山は、さらにひどい状態でした。ここは他人の山林なのですが、上の方に見える植林は、ほとんどが幹の途中で折れていました。下の方の植林が、別荘の方に倒れており4本ほどが屋根の上に乗っかっていました。幸い土砂崩れはなく、家もつぶれていないようでした。杉の倒木をかき分けて、玄関に行き戸を開けてみると普通に空開き、内部も無事で一安心しました。

問題は私の所有山林の方です。すぐに見ることのできる大野谷の林道に入っていました。

ここは、谷の両側に50年生から70年生くらいの植林があり、いずれも手入れの行き届いた山林でした。間伐も終えたばかりであと20年くらいは何もしないでよい状態になっており、私は、完成した形で子孫に引き渡せるものだばかり思っていました。ほかの所有林についても同様の管理をしてきており、あと3年ほどで全山に手入れが完了する予定でした。

大野谷の林道沿いの南受けの山はひどい被害状況でした。幸いに、谷向いの北受けの山は、被害を免れているようでした。ほかの山は見る事ができていませんが、かなりの被害があるものと考えなくてはなりません。

手入れの行き届いた美しい植林山を育て、子孫につないでいくことを想い続けて40年以上努力し続けてようやく完成と思っていた矢先の惨状です。私はどうすればよいのだろう。

思い悩むうちに、どうしようもないという結論に行きつかざるを得ないことに気が付きました。

一つは、林業を継ぐ者がいないということです。私のところは、もともと林家ではないのですから当然のことです。だから、私の趣

味として仕上げて成果を渡すことを目指していました。しかし、私のところだけでなく、日本中の林家(山林所有者)にしても、林業で生活ができなくなって以来、後継ぎは林業を離れてしまい、私のところと同じように後継者がいないようになってしまっています。私以外の被害者の人の多くも含め、途方に暮れていることでしょう。

次に、林業を守っているつमोरりのものが高齢化していることです。私は今年76歳です。被害地に再造林して保育する時間も体力も気力も残されていません。

悲しい思いの中で、私の結論を出しました。

- ①所有林を見て回り、大きな被害のある部分とそれ以外の部分に区分けする。
- ②大きな被害のある所については、倒木の整理をし、天然更新に期待し、あとは放置する。
- ③それ以外の部分については、応急の手入れをし、これまでの方針に従って頑張る。

私の林業の規模が幾分か小さくなることは残念です。さらに、温暖化の影響から、毎年気象災害が増大しており、この先についても心配でなりません。

林業は、100年の計をもって行うべきだと言っている私が、林家でもなく、林業の後継者を育てる見込みもないのに、趣味などと軽々しくいって、林業に取り組んだことは、大変不遜なことだったのだと思い知りました。

林業経営管理法について

来年の通常国会で、「林業経営管理法」という法律が制定されることになっています。併せて、平成36年度から国の森林環境税(年額一人当たり1000円)が徴収されます。

管理法では、①山林所有者に、所有山林の適正な管理を義務付ける。そのうえで②所有者が適正な管理のできない山林については、市町村が所有者からの委任を受けて、自らま

たは民間の事業者に再委託して管理することになっています。③委託を受けた山林のうち、収益の見込めない山林については、市町村が、森林環境税の財源を利用して環境保全対策として施業をします。体の良い山林の公有林化となるのでしょうか。細かいことまではわかりませんが、所有権の変更はないのですから、固定資産税は、免除されない見込みです。④林業経営の見込みのある山林については、「意欲と能力のある」林業経営者に再委託して林業経営をさせることにしています。いろいろな条件設定があります。その経営について、見るべき新たな支援措置はありません。中小の林業事業体にとっては、とても手の出せるような内容ではありません。

国は、国公有林化について、無償提供は認める方向を取りそうですが、買収はしない方針のようです。

私は、20年ほど前に、「林業は滅びる」という一文を草して警鐘を鳴らしました。その予想が現実化しただけでなく、所有についても、国公有林化が進むことになりそうです。山林所有者は、林業の将来に希望を持ってない

でいます。固定資産税の負担に大きな不満を持っています。山林は、マイナス財産だと考えている人が多いのです。国や地方公共団体に対し寄付する流れができていくのではないかと危惧しています。

とても寂しく、悲しいことです。

お礼

長い間、事務所報に、私の野菜作りと山林林業にかかる考察を連載させていただきました。駄文でありますのに、お付き合いいただきお目通しいただいた方には、心からお礼申し上げます。

最近とみに体の衰えを感じるようになりました。林業にしても農業にしても以前のように、キラキラと目を輝かせて取り組むという感覚は衰えたように思います。こころで、連載はおしまいいたします。

本業であった弁護士業を実質的に退いた私にとっては、農業と林業は、私が生きていることの一部です。命の続く限り続けるだろうと思います。

ありがとうございました。

事務局便り

事務局 照田 久実

平成 29 年のとある事務所会議のレジュメに目を通すと「えっ？」私は驚きの文字を発見しました。

それは「福利厚生委員＝照田」の文字。

私 「あの～、先生。福利厚生委員って書いてあるんですけど。いつ決まったんでしょうか？」

所長 「やって。」

私 「いや、あの～。何をすればいいんでしょうか？」

所長 「何でもいいし、楽しいことやって。」

私 「本当に楽しいことを何でもやっていいんでしょうか？」

所長 「いいよ。」

私 「わかりました。」

ふふふ…楽しいことを何でもやっていい、そんな楽しい委員なら喜んでお引き受けしますよ、というわけで行事の様子を皆様にご紹介したいと思います。

① 8 月 3 日 第 2 回ボーリング大会

実は福利厚生委員に任命されたのは 1 年前のことでした。その後第 1 回ボーリング大会、吉本新喜劇鑑賞をし、その様子をご紹介する予定だったのですが、前号の紙面の都合上ボツ原稿となってしまうしました。そのため今回第 2 回ボーリング大会となっております。

さてさて、わが谷口事務所ボーリング大会では本気で真剣勝負することとしています。情け容赦なし、忖度なし、強い者が勝つ、そんな勝負の本気度を高めるためには、やはり、絶対、どうしても、何がなんでもご褒美が必要です。

そこで、グルメな事務局員羽田さんと相談し、絶対もらって嬉しいものを厳選、団体戦の商品にしました。今回の優勝商品はゴディバのアイスクリームセット、準優勝商品はサンマルコのカレーセットです。そして個人戦男女各一名優勝者には

金一封です。もちろん、大会前から大いに盛り上がっております。

今回は鯖江支所の新人事務局員平林さんの歓迎会も兼ねました。京都チーム VS 鯖江チームに組み分けし、手心(平林さん歓迎御祝い)を加え、鯖江チームが有利になるようボーリングの得意なメンバーを投入しました。これで負けたら S 先生…知りませんよとプレッシャーを与えつつ、ボーリング大会スタート。結果は見事に鯖江チーム優勝、ゴディバのアイスクリームをお持ち帰り頂きました。そして、なんと個人戦優勝者は山崎先生と平林さん!! 平林さん、入所早々ダブルゲットで幸先のいいスタートをきってくれました。S 先生のスコアもしっかりフォローし大変頼もしい結果です。(S 先生は長距離運転後お疲れのためスコアが奮いませんでした。)

打ち上げのお食事は鯖江支所の事務局員からのリクエストで床にしました。なかなか京都に来る機会がないので京都らしい体験をしたいということでした。今夏は猛暑いや酷暑といっても過言ではない暑さでしたので心配でしたが、当日は涼しい風が吹き心地よいお食事会となりました。

来年もまた床がいいなあなどと話しながら第 3 回ボーリング大会を開催することをお約束しお開きとなりました。

② 9 月 3 日 るり溪 BBQ

私 「先生、福利厚生は何回すればいいんでしょうか？」

所長 「何回でも」

私 「本当に何回でもいいんですか？」

所長 「いいよ」

私 「行きたいところあるんですけど」

所長 「どこや」

私 「手ぶらで BBQ しに行きたいんです。」

所長 「いいよ」

BBQ はしたいけれど、準備が大変、どこかに

手ぶらで行けるところはないかしらと皆さんも思われたことはありませんか。探していたところ、ありました、るり溪温泉。

BBQ のメニューも豊富で場所もそんなに遠くはないし、自然の中で目一杯楽しめそうです。というわけでるり溪 BBQ に決定しました。

早速、メニューの中から贅沢プラン、丸ごとローストチキンダッチオーブン仕立て、ポンドステーキ、丹波高原豚ブロックステーキを予約注文しました。

当日は前日まで大雨警報が出ていたことも有り、生憎の雨でしたが、お昼から曇りになるとの天気予報を信じて、京都南部から事務局員の内田さんと一緒に京都縦貫道を千代川インターで降り、山道を登っていきました。案外山は被害もなく快適に進み着いた頃にはすっかり雨もやみました。

さあ、待ちに待ったお肉です。本当に柔らかくて美味しい、特別メニューが出てくるたびに歓声が上がります。

今回は BBQ というのもあって、家族連れでちびっ子たちも大勢参加、終始にぎやかで楽しくゆったりとした時間をすごすことができました。

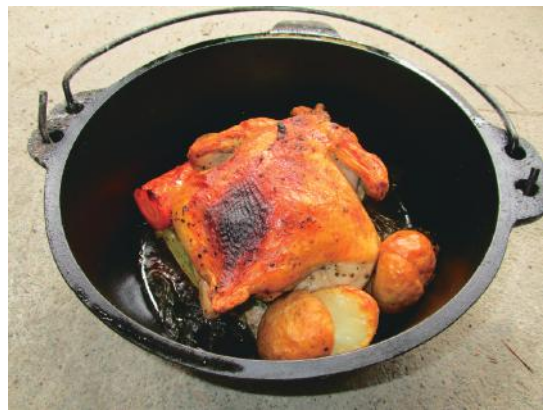
しかしそんな中である 1 テーブルだけが、お肉があっという間に無くなっていくという現象がおきました。各テーブルからどうぞとお肉のお裾分けが来るたび、いやいやそんなに食べられませんよと言いながら、直ぐにお肉が無くなる、またまたお裾分けがきても直ぐに無くなる、いやいや食べないともったいないから無理して食べてます…

敢えてそのテーブルの名前は伏せておきますがヒントの写真を載せておきます。隅っこの方に小さく…

お肉の後にはソフトクリームや棒に巻き付けて焼いて食べるパンまでいただき、もうこれ以上食べられません、お腹がはち切れますという状態になり大満足で現地解散しました。

内田さんで行きで見た滝の看板を思い出せっからだから見て帰ろうとわくわくしながら帰りました。

しかし、帰りはなんだか様子が違います。山が崩れ土砂が川をふさぎ、木が大量に倒れています。土嚢もあちらこちらに山積みです。道路も片側通行で通らなければいけません。



こんな短時間で山が荒れるなんて、自然災害は本当に怖いね、滝なんて見てる場合じゃないし早く帰ろうと千代川インターを目指します。しかし千代川インターはなかなか出てこず、代わりに湯ノ花温泉、亀岡市街の中を歩いていきます。あっインターが見えたと思ったら亀岡インターでした。千代川インターは反対向きは無いやね、不思議なことやな、道路を作る人の考えることってわからへんなあと言いながら無事帰宅しました。

翌日、昨日の帰り道は山が荒れて怖かったですねと話をするも皆さんキョトンとしています。そこで所長が一言、「僕見てたけど君ら反対の大阪方面曲がって行ってたで。」

早く言ってください、その時に！

とんだ珍道中となりました。

今年の福利厚生行事は以上で終わりですが、今後も福利厚生委員として全員で楽しめる企画を計画していきたいと思います。

私 「先生、したいことあるんですけど。」

所長 「なんや。」

私 「〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇です。」

所長 「ええよ。」

というわけで今後も予定決定しております。また事務局便りでご報告できたらと考えております。お楽しみに。

ヒント



谷口会ゴルフコンペ

第 105 回 谷口会ゴルフコンペ 30.12.2

朝日野 CC

メンバー	アウト	イン	グロス	ハンデ	ネット	ランク
田中 聡	50	50	100	30.0	70.0	優勝
西山 康之	47	44	91	18.0	73.0	3
浦野 清明	67	69	136	36.0	100.0	12
大川 真司	60	48	108	26.4	81.6	9
谷口 政史	46	49	95	15.6	79.4	8
河瀬 仁志	44	51	95	20.4	74.6	5
谷口 忠武	60	61	121	36.0	85.0	10
大川 雅司	41	43	84	10.8	73.2	4
北川 公彦	50	45	95	18.0	77.0	7
新沢 耕一	55	49	104	28.8	75.2	6
今井 隆	38	43	81	8.4	72.6	2
谷口 直大	64	61	125	36.0	89.0	B.B

ニアピン賞…河瀬仁志、田中 聡、谷口忠武、西山康之
 ベストグロス…今井 隆

敬称略・順不同

第 105 回谷口会ゴルフコンペの結果は上記のようになって
 おります。次回は平成 31 年 4 月に同じく朝日野カントリー
 倶楽部で予定しております。詳細は追ってご案内させて頂き
 ます。皆様奮ってご参加下さい。



編集後記

ご多用中にもかかわらず今回原稿をお寄せいただきました宇治田原カントリー倶楽部 叶興産株式会社専務取締役松尾忠則様、本当にありがとうございました。

鯖江支所では事務局が1名増員、1名が結婚と人事面で嬉しいご報告となりました。また、今号より弁護士が民法改正をわかりやすく皆様にお届けすることになりました。ご参考にしていただければ幸いです。

そして誠に残念ではございますが、会長の谷口菜園、山林林業に寄せては最終章となりました。長らくご愛読頂きましてありがとうございました。

平成もあと残りわずかです。有終の美を飾り、さらに次の時代でよりよい社会のために貢献できるよう努力して参りますので宜しくお願いいたします。

表紙絵紹介

「山間」作者 岩倉寿氏

作者岩倉寿氏は京都市立芸術大学名誉教授、日本芸術員会員、日展顧問、日本画壇の重鎮です。今年の10月11日に逝去された旨新聞報道で知りました。

この絵は30年程前、淡い緑の雰囲気が入りに入り、購入したものです。第3面談室に飾っています。



谷口総合法律事務所報 46号 平成30年12月

発行 谷口総合法律事務所

京都市中京区中町通夷川上ル鉾田町 288

TEL 075-241-0935 FAX 075-241-2735

<http://www.taniguchi-lo.jp>

弁護士 谷口 忠武 弁護士 谷口 直大

弁護士 山崎 悠 弁護士 蜂谷 綾子

弁護士 松本 信弘

事務局 内田 恵 羽田 祐子

照田 久実

鯖江支所

福井県鯖江市本町1丁目1-9 煙安ビル2階

TEL 0778-51-7676 FAX 0778-51-7677

弁護士 佐藤 孝一 弁護士 千葉真貴子

事務局 見延 遥加 平林 奈菜